



## 市・県民税申告と所得税確定申告

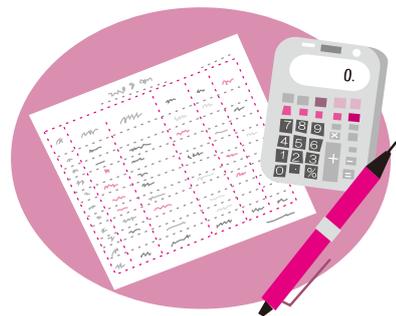
# 早めの準備で 正しい申告を

市・県民税は2月2日(月)、所得税は2月16日(月)から申告を受け付けます。

今年は、下総・大栄支所での受付期間が短縮されましたので、日程を確認の上、来所してください。  
早めの準備で正しい申告をお願いします。

今年も市役所と市内各地区の会場では、市・県民税の申告と所得税の確定申告、成田税務署特設会場(イオンモール成田2階「イオンホール」)では所得税の確定申告の受け付けを行います。それぞれの申告受付期間を確認の上、最寄りの申告会場へお越しください(市・県民税申告の受け付けは、税務署特設会場ではできませんのでご注意ください)。

また、下総・大栄支所での申告の受け付けは、今年から期間が短縮されましたのでご注意ください。支所での受付期間が短縮されることに伴い、申告会場の混雑が予想されます。申告はどの会場でもできますので、支所以外での申告にご協力ください。



受付期間を確認  
**最寄りの会場へ**

# 市・県民税の申告 2月2日(月)から3月16日(月)まで

今年の1月1日現在市内に住んでいた人で、平成20年中に次に該当する人は、市・県民税の申告をする必要があります。

ただし、平成20年分の所得税の確定申告をした人や、勤務先から給与支払報告書(年末調整済み)が提出される人は、申告の必要はありません。

## ○事業所得などがあった人

営業・農業(収支内訳書を必ず作成し持参してください)・そのほかの事業での所得や不動産・配当などの所得があった人(所得が少ない場合や赤字の場合でも申告が必要です)

## ○給与所得者で次のいずれかに該当する人

- ・勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない人
- ・給与所得以外に所得があった人
- ・平成20年中に勤務先を退職し、今年の1月1日現在就職していない人

## ○公的年金などの受給者で次のいずれかに該当する人

- ・公的年金などの所得以外に所得があった人

・扶養控除や社会保険料控除などの所得控除を受けようとする人

## ○前年中に所得がなかった人

平成20年中に所得がなかった人でも、国民健康保険税の算定資料や非課税証明書交付の資料になりますので、市・県民税の申告書を提出してください。ただし、平成21年1月1日現在、市内に住んでいる人の扶養親族になっている配偶者や子は申告の必要はありません

## ○そのほか

市内に住んでいないが、今年の1月1日現在、事務所・事業所・家屋敷が市内にある人

## 申告は最寄りの会場で

申告は下表の通り各会場で受け付けします。早めに準備をして、最寄りの会場で申告してください。また、2月2日(月)から13日(金)までは市・県民税の申告営業・不動産・農業所得を除く)のみの受け付けとなりますので、ご注意ください。

## 申告を忘れると

今回の申告は、平成21年度分の市・県民税を算出する基礎となります。

ます。

申告をしないと、児童手当などを受けるときや保育園に入園するとき、融資を受けるとき、公営住宅に入居するときなどに必要な証明書類の発行ができなくなってしまう。

必ず申告をしてください。

13)へ。

※くわしくは税務課(☎20-15

## 申告会場と受付日時

会場	受付日
市・県民税(営業・不動産・農業所得を除く)の申告	
市役所2階税務課	2月2日(月)~13日(金) (土・日曜日、祝日を除く)
市・県民税の申告と所得税の確定申告	
市役所6階中会議室	2月16日(月)~3月16日(月) (土・日曜日を除く。ただし、2月22日(日)と3月1日(日)は受け付けします)
下総支所2階会議室	2月20日(金)・22日(日) 3月1日(日)・10日(火)・11日(水)
大栄支所2階会議室	2月22日(日)・23日(月) 3月1日(日)・12日(木)・13日(金)
保健福祉館	2月24日(火)
公津公民館	2月25日(水)
八生公民館	2月26日(木)
豊住公民館	2月27日(金)
中郷公民館	3月4日(水)
久住公民館	3月5日(木)
三里塚コミュニティセンター	3月6日(金)

受付時間=午前9時~正午、午後1時~5時(保健福祉館・各公民館・三里塚コミュニティセンターは午後3時まで)

- ・混雑の状況によっては、時間内でも受け付けを終了することがありますのでご了承ください
- ・各会場の受付で番号札を渡しますので、順番が来るまでお待ちください。申告書にはあらかじめ住所・氏名の記入、押印をお願いします

## 下総・大栄地区の皆さんへ

- 下総・大栄支所での申告受付期間が5日間に短縮されましたので、日程を確認の上、来所してください。
- 日程が短縮されたことに伴い、申告会場の混雑が予想されます。申告はどの会場でもできますので、支所以外の会場の利用をお勧めします。
- 税務署の特設会場でできるのは、所得税確定申告のみです。市・県民税申告はできませんので、ご注意ください。
- 昨年まで行っていた地区(自治会)ごとの割り振りはありませんので、都合のいい日に最寄りの会場へお越しください。
- 支所窓口では、指定日以外の申告書の受け付けはできませんので、税務署の特設会場または市役所などの申告会場へお越しください。記入が完了した申告書の提出のみに限り、支所窓口で受理します。

# 所得税の確定申告 2月16日(月)から3月16日(月)まで

所得税の確定申告は、2月16日(月)から3月16日(月)まで、成田税務署特設会場(イオンモール成田2階「イオンホール」と市役所・公民館など各会場で受け付けます。ただし、次に該当する人は成田税務署特設会場で申告をしてください。

○ 事業収入・不動産収入が500万円以上となる人  
○ 青色申告をする人  
還付申告書は、2月16日以前でも成田税務署特設会場(特設会場は1月29日から開設しています)で受け付けていますので、なるべく2月中に申告を済ませてください。

「申告指導相談会」を左記の日程で行います。これは、税理士を指導員として申告書作成のアドバイスを行う説明会で、当日会場で提出することもできます。

○ 分離課税となる譲渡所得のある人

**所得税の申告指導相談会**

※ 所得税の確定申告についてくわしくは成田税務署(☎28-5151)または国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)>。

## 成田税務署特設会場

成田税務署では、イオンモール成田2階「イオンホール」に特設会場を設け、確定申告書の作成相談などを行います。

期間=1月29日~3月16日(月)(土・日曜日、祝日は除く。ただし、2月22日(日)と3月1日(日)は受け付けを行います)

時間=午前9時~午後5時

確定申告書の提出・納期限

○ 所得税・贈与税…3月16日(月)

○ 個人消費税…3月31日(火)

## 申告指導相談会

期日=2月9日(月)

時間=午前9時30分~正午、午後1時~4時30分

会場=市役所6階大会議室

対象=年金のみ、または給与と年金の両方があり、住宅借入金等特別控除以外の理由で確定申告をする人



## 申告のときに必要なもの

- すべての人…印鑑(ゴム製のものを除く)
- 給与所得者と年金所得者…源泉徴収票の原本(コピーは不可)
- 事業をしている人…収入や支出が分かるもの
- 医療費控除を受ける人…源泉徴収票の原本、医療費の領収書、保険金などで補てんされる金額の分かるもの
- 社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄付金控除を受ける人…支払金額の確認できるもの、または証明書
- 障害者控除を受ける人…障害者手帳など
- 住宅借入金等特別控除を受ける人…源泉徴収票の原

本(コピーは不可)、住民票(本人のもの)、金融機関の借入金残高証明書、登記事項証明書、売買契約書または請負契約書の写し(土地などの取得がある場合には、土地の登記事項証明書と売買契約書の写しも必要)など

- 所得税の還付を受ける人…申告者本人の預貯金口座の種類や口座番号が分かるもの

## 郵送でも提出できます

郵送で申告書を提出する場合は、次の住所へ送付してください。

- 市・県民税申告…〒286-8585 花崎町760 成田市役所税務課
- 確定申告…〒286-8501 加良部1-15 成田税務署

# 住民税の住宅ローン控除 申告書の提出が必要です

平成11年から平成18年末までに  
入居し、所得税の住宅ローン控除  
を受けている人は、税源移譲によ  
り所得税が減額となり、控除でき  
る住宅ローン控除額が減る場合が  
あります。

この減少分について「住宅借入  
金等特別税額控除申告書」を提出  
することにより、平成21年度の  
市・県民税の課税額(所得割)から  
控除を受けることができます。

「住民税の住宅ローン控除額」  
は、「住宅ローン控除可能額」と「税  
源移譲前の税率を用いて算出した  
所得税額」のいずれか少ない金額  
から「所得税の住宅ローン控除額」  
を差し引いた金額となります。

**確定申告をする人**  
確定申告期間内に、住宅借入金  
等特別税額控除申告書を確定申告  
書とともに各申告会場へ提出する  
必要があります。

用紙は各申告受付会場に用意し  
てありますので、記載要領に従い  
必要事項を記入して提出してくだ  
さい。

**給与所得で年末調整をしている人**  
平成20年分の給与所得の源泉徴

## 源泉徴収票

平成20年分 給与所得の源泉徴収票															
支払を受ける者	住所又は居所	氏名													
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額	控除対象配偶者の有無	控除対象特別配属者の有無									
給料・賞与	千円	千円	千円	千円	有無										
控除対象配偶者の有無	控除対象特別配属者の有無														
(摘要)住宅借入金等特別控除可能額	千円														
支払者	住所(居所)又は所在地	氏名													

**①**  
(摘要)住宅借入金等特別控除可能額(住宅ローン控除可能額)

**②**  
住宅借入金等特別控除の額(所得税の住宅ローン控除額)

申告期限は、3月16日(月)です。

用紙は市税務課に用意してありますので、必要事項を記入し、源泉徴収票(原本)を添付して提出してください。

13)へ。

※くわしくは税務課(☎20-15)へ。  
転居した人は、平成21年1月1日現在住んでいた市区町村へ提出してください。

収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」①が記載されます。この金額が源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額」②より大きい場合に、住民税の住宅ローン控除の対象となります。

税務課ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/zeimu/index.html>)には、控除額が簡単に計算できる様式を用意してありますのでご利用ください。入力してプリントアウトすれば、そのまま提出できます。

## 住民税の寄附金控除対象が拡充されました

市・県民税(住民税)における寄附金控除が大幅に拡充されました。

### 控除対象寄附金の拡大

- ・寄附金控除の対象となる団体が追加されました(住民福祉の増進に寄与するものとして、千葉県および成田市が条例で定めた団体)。
- ・控除の方式が、所得控除方式から税額控除方式になりました。
- ・寄附金控除の控除対象限度額が総所得金額等の25%から30%へ引き上げられました。
- ・寄附金控除の適用下限額が10万円から5,000円へ引き下げられました。

ふるさと納税(都道府県・市区町村に対する寄附金税制の見直し)

- ・ふるさと納税とは「ふるさとを大切にしたい」「ふるさとに貢献・応援したい」などの気持ちを形にするため、都道府県や市区町村に対しての寄附金を個人住民税所得割から控除するものです。
- ・都道府県や市区町村に対する寄附金のうち5,000円を超える部分については、個人住民税の所得割のおおむね1割を限度とし、所得税と合わせて全額控除されます。

対象=平成20年1月1日以降の寄附金  
手続き=寄附金の受領証明書(領収書)を添付して確定申告